

## 令和4年6月定例教育委員会次第

日時： 令和4年6月29日（水）  
午後1時30分～午後3時予定  
場所： 犬山市役所4階401会議室

### 1. 開会

### 2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

### 3. 付議事件の審議

- |        |   |            |
|--------|---|------------|
| 第12号議案 | 犬山市図書館協議会委員の任命について                        | (文化スポーツ課)  |
| 第13号議案 | 犬山市民展審査会委員の委嘱について                         | (文化スポーツ課)  |
| 第14号議案 | 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について                      | (文化スポーツ課)  |
| 第15号議案 | 犬山城管理委員会委員の委嘱について                         | (歴史まちづくり課) |
| 第16号議案 | 犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画<br>策定委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第17号議案 | 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について                   | (歴史まちづくり課) |

### 4. 通信及び請願

### 5. 協議・連絡

- |      |   |                 |
|------|---|-----------------|
| (1)  | 後援名義使用承認に関する報告  | (文化スポーツ課) No.1  |
| (2)  | 犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について                                 | (文化スポーツ課) No.2  |
| (3)  | 令和3年度学校健診情報の分析について                                      | (学校教育課) No.3    |
| (4)  | 犬山教育シンポジウムについて  | (学校教育課) No.4    |
| (5)  | 令和4年6月定例議会について  | (教育部) No.5      |
| (6)  | 犬山学び場「みらい」について  | (学校教育課) No.6    |
| (7)  | 7月・8月行事予定表について  | (学校教育課) No.7    |
| (8)  | 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について                                   | (子ども未来課) No.8   |
| (9)  | 令和4年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会<br>「発達に障がい(凸凹)のある子どもへの上手な支援」 | (文化スポーツ課) No.9  |
| (10) | 青少年センター紹介カードについて  | (文化スポーツ課) No.10 |
| (11) | いじめ防止に向けて   | (学校教育課) No.11   |

### 6. 自由討議

### 7. その他

### 8. 閉会

犬山市教育委員会第12号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する  
条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の辞職に伴い、  
犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

# 犬山市図書館協議会委員名簿

今回任命を予定する委員 任期 任命の日～令和5年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	森岡 万朱衣	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡協議会会長)	社会教育関係者	新規 前任者 宮地 瑛子

任期中の委員 任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	渡辺 孝春	犬山市小中学校代表 (楽田小学校校長)	学校教育関係者	
2	古川 よし子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
3	石田 民子	犬山市立図書館ボランティア連絡 会代表 (けるるんくっく代表)	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
4	山住 富也	名古屋経済大学図書館館長	学識経験のある者	
5	小幡 章子	元皇學館大学教育学部教育学科助 教授	学識経験のある者	

(男女比 男性33%、女性67%)

- 図書館法(昭和25年4月30日施行)に基づき設置。
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める。
- 委員の定数10名以内
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会には委員長及び副委員長を置く
- 協議会の会議は委員長が招集

2)役割 (図書館法 昭和25年4月30日施行 及び 犬山市図書館協議会規則 平成2年9月25日教委規則第4号)

○図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。

3)報酬

- 日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)
- 委員が地方公務員法に規定する地方公務員の場合、地方公務員法第24条第4項に基づき報酬は無支給とする。
- 委員の旅費については費用弁償を支給

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第68回犬山市民展審査会委員名簿

	部門	氏名	備考
1	日本画の部	伊藤 恵以知(栄一)	継続
2		長瀬 喜久男	継続
3		笥 直子	継続
4	洋画・デザインの部	野村 とも子	継続
5		鎌野 保子	継続
6		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
7	書の部	松浦 白碩(康幸)	継続
8		落合 深淵(義光)	継続
9	彫塑工芸の部	田口 哲也	継続
10		坪井 勝人	新規
11	写真の部	中道 慶一	継続
12		道家 晴規	継続
13	詩の部	岡田 義彦	継続
14		かわい ふくみ (田中 福美)	継続
15	短歌の部	馬淵 典子(安田)	継続
16	俳句の部	宮地 瑛子	継続
17		酒井 とし子	継続
18	川柳の部	飯田 秀水(英男)	継続
19		丸山 重司	継続

【委嘱期間：令和4年7月31日から令和5年7月30日まで】

【女性比率：42%】

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
  - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
  - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
  - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
  - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - ・審査会に会長を置く。
  - ・審査会は会長が招集する。

2) 役割

- 犬山市民展入選作品等の審査をおこなう

3) 報酬

- 日額7,200円  
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第14号議案

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年健全育成推進員を委嘱する必要があるからである。

令和4年度 犬山市青少年健全育成推進員名簿 (案)

犬山保護区保護司会17名

氏名 (敬称略)
羽 澄 直 樹
松 本 寛
芹 澤 保 夫
小 林 重 夫
粥 川 邦 彦
五 島 茂 樹
深 見 公 子
武 井 隆 明
大 澤 渡
高 間 信 雄
橋 場 美 雪
鈴 木 一 成
奥 村 由 季 恵
玉 置 幸 哉
今 井 康 弘
後 藤 修
森 岡 万 朱 衣

犬山市小中学校PTA会長14名

学校名	氏名 (敬称略)
犬山北小学校	山 口 勝 司
犬山南小学校	今 野 達 也
城東小学校	谷 繁 祐 樹
今井小学校	林 宏 紀
栗栖小学校	伊 東 峻
羽黒小学校	鈴 木 敬 明
楽田小学校	吉 野 孝 博
池野小学校	高 木 伸 江
東 小 学 校	日 向 尚 子
犬山西小学校	阪 下 知 宏
犬山中学校	後 藤 武 徳
城東中学校	吉 永 宏 之
南部中学校	松 尾 邦 弘
東部中学校	小 竹 綾 子

市内小中高等学校 生徒指導担当者 10名

生徒指導主事 6名

学校名	氏名 (敬称略)
犬山北小学校	溝 内 悟 史
犬山南小学校	北 園 剛
城東小学校	佐 久 間 哲 平
今井小学校	平 松 一 毅
栗栖小学校	奥 村 知 史
羽黒小学校	森 友 邦 夫
楽田小学校	西 川 学
池野小学校	西 村 桜 子
東 小 学 校	山 川 高 弘
犬山西小学校	伊 藤 佑
犬山中学校	安 形 直 樹
城東中学校	小 出 邦 博
南部中学校	岩 田 亜 美
東部中学校	横 井 宏 美
犬山高等学校	玉 置 一 裕
犬山南高等学校	今 枝 淳

民生児童委員(主任児童委員)11名

氏名 (敬称略)
和 田 幹 子
伊 東 優 香
長 鳶 貴 栄
鈴 木 由 美
林 す わ 子
大 澤 み どり
廣 中 典 子
沖 藤 妙 子
杉 本 裕 子
長 谷 川 文 子
新 井 里 恵

# 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱目的と役割について

犬山市青少年センター

## 1 委嘱について

保護司、民生児童委員主任児童委員、小中学校PTA会長、小中高等学校生徒指導主事・担当者を教育委員会が委嘱する。

### (1) 目的

地域の青少年の健全育成を図る。

### (2) 役割

青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見、地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声掛け等を行なう。

## 2 青少年健全育成事業

青少年の非行防止と健全育成をより効果的に推進するため、県青少年対策の方針及び青少年健全育成県民運動実施要綱に基づき、青少年センターを母体に、次の活動を行う。

### (1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

夏期(7月1日～8月31日)、冬期(12月20日～1月10日)

### (2) おあしす(あいさつ)運動(年間)

### (3) 青少年健全育成県民運動(11月1日～11月30日)

### (4) 「家庭の日」県民運動(2月1日～2月28日)

## 3 活動報告について

(1) 各地域・校区等で計画的に行われる合同街頭指導終了後には、報告書を青少年センターに提出する。(班長に別途依頼)

(2) 日常活動の中で非行等の問題を発見したとき、さらには指導等をしたときは、青少年センターに報告する。(電話・FAX可)

※女性比率 36.2%



犬山市教育委員会第15号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

○任命する犬山城管理委員会委員

	氏名	所属・役職	選出区分	新・継
1	岡 覚	犬山市議会民生文教委員会委員長	犬山市議会議員	新規
2	柴田 浩行	犬山市議会建設経済委員会委員長	犬山市議会議員	新規

【任命期間 令和4年7月1日～令和5年7月24日】

○令和4年6月30日を以って辞職する犬山城管理委員会委員

	氏名	所属・役職	選出区分
1	吉田 鋭夫	犬山市議会民生文教委員会委員長	犬山市議会議員
2	大沢 秀教	犬山市議会建設経済委員会委員長	犬山市議会議員

犬山市教育委員会第16号議案

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会  
委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市天然記念物ヒトツバタゴ  
自生地保存活用計画策定委員会規則第2条の規定により別紙のとおり  
委嘱するものとする。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存  
活用計画策定委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会委員 名簿（案）

任期：審議期間

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	林 進	学識経験者	岐阜大学名誉教授	新規
委員	増田 理子	学識経験者	名古屋工業大学教授	新規
委員	玉木 一郎	学識経験者	岐阜県森林文化アカデミー准教授	新規
委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会委員	新規
委員	半谷 美野子	その他教育委員会が必要と認める者	市民団体いぬやま自然と遊び隊	新規

(1)設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画の策定に関する事項について審議するために設置。
- ・委員は犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は審議期間。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

(3)本委員会の女性比率

- ・40%

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年6月29日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市伝統的建造物保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市伝統的建造物保存委員会 委員名簿（案）

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	長谷川 良夫	学識経験者	NPO法人犬山城下町を守る会理事長	継続
委員	溝口 正人	学識経験者	名古屋市立大学大学院教授	継続
委員	岩田 敏也	学識経験者	東海工業専門学校講師	継続
委員	梅田 佳知	市民代表	犬山市建築設計事務所協会代表	継続
委員	大澤 弘康	市民代表	本町町内会	継続
委員	栗谷 和男	市民代表	中本町町内会	継続
委員	岡田 由美	関係行政団体	愛知県県民文化局文化芸術課文化財室	新規

(1)設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は令和4年7月1日～令和6年6月30日。
- ・委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。

(3)本委員会の女性比率

- ・14%